

# 乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費の支給申請（償還払）について

R5.4.1改訂

受給者証の有効期間内において、次の場合に支払った医療費の償還（払戻し）ができます。

## 1 払戻しが可能な医療費

- 受給者証が交付されるまでに支払った医療費
- 受給者証を提示しないで受診して支払った医療費
- 県外で受診した際に支払った医療費
- 治療用装具を購入して支払った費用
- ※ 予防接種や健康診断など保険適用外の医療費や、食事代、一部負担金該当分（1医療機関につき1日500円以下）などについては払戻しできません。

## 2 【注意】償還払の申請前に、領収書をご確認ください。

●次の場合は、償還払の申請の前に、加入している健康保険証の発行機関（以下、「発行機関」）から医療費の還付を受ける必要があります。

- ①「10割負担」⇒保険適用内の医療であるのに、負担割合が「10割」や「100%」になっている。
- ②「治療用装具」⇒弱視用メガネや義肢装具などに関する請求である。
- ③「高額療養費」⇒1ヶ月の保険適用内の自己負担額が高額療養費の自己負担限度額（※1）を超えている。

（※1）一般の住民税課税世帯の高額療養費の自己負担限度額の基準は80,100円/月ですが、所得に応じて自己負担限度額が異なります。申請後、高額療養費に該当する可能性があるかと判明した場合は、こども家庭課から申請者に連絡します。

### 【発行機関へ医療費の還付の申請を行う場合の手続き】

#### （1）上記2①「10割負担」と②「治療用装具」の場合

⇒7（または8）割分の医療費の還付を受けてください（手続きの詳細は発行機関にお問合せください）。

#### （2）上記2③「高額療養費」の場合

⇒高額療養費該当分の医療費の還付を受けてください（手続きの詳細は発行機関にお問合せください）。

※2①「10割負担」と③「高額療養費」の償還払いの手続きには、領収書（写し可）が必要です。また、2②「治療用装具」の償還払の手続きには、「医師の診断書（意見書）」と「装具証明書」（いずれも写し可）が必要です。発行機関で医療費の還付の手続きを行う際、これらの書類の原本を提出しなければならない場合がありますので、予め、写しをご用意ください。

※健康保険証が東広島市の国民健康保険の場合は、国保年金課で2①②③の還付申請済であれば、支給決定通知がなくても医療費の償還（払戻し）申請を申請できます。

## 3 お問い合わせ・申請受付窓口

### ●お問い合わせ・償還払の申請受付窓口

東広島市 こども未来部 こども家庭課 子育て総務係（本館2階）

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：(082)420-0941 Fax：(082)424-1678

### ●償還払の申請受付窓口

黒瀬・安芸津支所 福祉保健課、福富・豊栄・河内支所 地域振興課

八本松・志和・高屋出張所

※いずれの窓口も受付時間は月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

## 4 申請手続きに必要なもの

- 乳幼児等医療／ひとり親家庭等医療費受給者証
- 受診した方の健康保険証
- 通帳など（受給者証に記載された保護者名義の口座番号などが確認できるもの）
- 領収書（領収額・受診者氏名・保険点数が記載されているもの）
- ※ 次の場合は、上記に加え、次の書類が必要です。
- 発行機関から医療費の還付額の支給決定額やその内訳が確認できる「支給決定通知書（※2）」など（2①「10割負担」、②「治療用装具」、③「高額療養費」に該当する場合）  
（※2）発行機関によっては、「支給証明書」など、名称が異なる場合があります。また、世帯合算の場合は、対象者ごとの内訳の明記が必要となります。
- 「医師の診断書（意見書）」と「装具証明書」（2②「治療用装具」に該当する場合）
- ※ 申請内容によっては、その他の書類等の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 5 その他

### （1）償還払の振込日について

毎月20日までに受け付けた申請のうち、審査が完了したものを翌月20日（20日が土日・祝日の場合は、その前開庁日）に振り込みますので、申請受付日から起算して、1～2か月後に償還払額が振り込まれるのを目安としてください。

※東広島市の国民健康保険に加入されている方は、2①②③の還付申請の手続き後、国民健康保険からの還付手続きが完了した1～2ヵ月後に償還払額が振り込まれるのを目安としてください。

### （2）診療日と同月内であれば、医療機関窓口での払戻しが可能な場合があります。

乳幼児等医療／ひとり親家庭等医療費受給者証や領収書、保険証などを医療機関で提示してください。ただし、一部の医療機関では払戻しができない場合がありますので、詳細は医療機関へご相談ください。

### （3）次の場合は、医療機関の証明が必要です。

- 領収額・受診者氏名・保険点数の記載がない。  
（支払金額のみ記載のレシートなど、必要事項が記載されていない領収書）
- 領収書を紛失してしまった。

⇒支給申請書中段の「医療機関等証明欄」に医療機関の証明を受けて申請してください。

⇒支給申請書は、受診者一人につき医療機関ごと、月ごと、入院外来別に必要です。

また、総合病院の場合は診療科ごとに必要です。

※医療機関の証明が有料となる場合もあります。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

### （4）支給申請書は、東広島市役所こども家庭課または各支所・出張所の窓口にてお受け取りください。

なお、申請書は、東広島市ホームページからダウンロードできます。

東広島市ホームページのトップ画面 > 子育て・教育

> こどもの健康・子育て支援 > 子育ての手当・助成

> 医療費払戻しの手続き（乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療）